

知的財産権

千里金蘭大学講師 中野 由章

今年、1月に日立元社員に対する約1億6500万円支払い命令、2月に味の素元社員に対する約1億9000万円支払い命令、そして日亜化学元社員に対する200億円支払い命令と、知的財産の価値が目される判決が相次いでいる。そこで、今回は知的財産権について取り上げる。

わが国における知的財産戦略についての大きな動きは、2002年2月25日に内閣総理大臣が「知的財産戦略会議」の開催を決定し、同年7月3日に「知的財産戦略大綱」が決定されたことにはじまる。そして同年12月4日に知的財産の憲法ともいえる「知的財産基本法」が制定され、2003年3月1日に同法が施行されると同時に、知的財産戦略本部が内閣に設置された。

知的財産基本法第2条第1項によると、『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報』となっている。



これを簡単にまとめると左のようになる。

そもそも、知的財産権がなぜ今これほどまでに脚光を浴びているのだろうか。それは、「知的財産立国の実現」という国策に負うところが大きい。日

本の産業競争力低下への懸念と、知的創造サイクル確立の必要性から、「知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり」を政府は目指している。いわゆる「プロパテント政策」である。

さて、従来は「知的所有権」という表現が主流であったが、近年この表現が駆逐され、「知的財産権」と表現されるようになった。

「知的所有権」から「知的財産権」への変更は、「物」を対象とした所有権とは異なり、知的財産は「情報」を対象としており、所有権とは異なった情報独自の取り扱いが必要であり、このことが広く認識されるようにという理由による。すなわち、「所有」という概念は、土地やパソコンといった形のある「有体物」を対象とするものであり、この「有体物」に対しては、占有が可能となる。しかし、前述の「情報」といった「無体物」については事実上の占有は不可能である。つまり1人が利用すると同時に、他人もまた同様の利用を完全になすことが可能である。よって、「所有」に代え「財産」という表現を用いることとなった。

この「無体物」についての財産である無体財産の範疇に知的財産は入るが、無体物には人の知的活動の所産でないものもあり、これと区別するために「知的財産」ということばが用いられる。

また、知的財産の中でも、特に特許権、実用新案権、意匠権および商標権を指すものとして明治以来「工業所有権」のことばが使用されてきた。しかし実際には、この「工業所有権」の範疇に、農業・鉱業・商業等の工業以外の産業に関する知的財産も含まれており、そのような権利の性質をよりの確に表すため、「工業所有権」という表現は「産業財産権」に変更された。もっとも、「工業所有権」の原語はもともと“industrial property”であり、これを「工業…」と表現するのは誤訳に近い不適訳であると以前から指摘もされていた。

これら用語の変更を、単なる置き換えと受け流さず、その意味するところを再考し、その特性を検討するきっかけとしていただきたい。